ハ 4
2304
3

門 ハ4
號 2304
冊 3


一 [illegible]
二 [illegible]
三 [illegible]
四 [illegible]
五 [illegible]
六 [illegible]
七 [illegible]
八 [illegible]

九　右屋大長道心并たゝつゝの面事

十　たゝつゝと屋と合戦附名り　神妙孫の事八面事

十一　たゝつゝ四天王に成形擬附名り　右屋滅亡

十二　たゝつゝ四天王に成建之のこと

十三　たゝつゝ那波姫しゝむろひまひ也事　面のこと

善光寺縁起 三

一　如来百年に成佛の因縁

如来百年に成佛の因縁　そもそもこの御伽記等これ
をもつて百年に成佛まゝしく指出那波のこゝろにてそう
ろうなるひろう河い金堂三千代敬白天皇の位字十三年
壬申十月十三日事の別なりゝ法の内裏に大和国山
新新斯飯島の金剛寺とゆるかゝて百濟国王聖
位并に二人僧如来の御宝輦をゝゝて内裏の庫に
にゝゝん推明王の書籍をゝゝげひゝかゝと参同て則
仏門敷号まゝゝ花臣をゝて百濟をゝりてゝゝ
ゝる処の仏像縁起をゝゝ消をゝゝ御ひ

けまさむ山内殿伊豆国にゆうらくすると
ころ其仏像わかてはしめのごとくこの
国中をうかがひいれとゝ雨こうり
神国の威勢をもつて海をこうれもこの
と仏像をもつてとゝ日本と呼べし　調伏のこゝあれと
そうひゝうん志ゝうべは神宮あらせをもつて民衆国を
なんたゞ老に法ゝあいてきうゝとゝそうかゝ
る処に蘇我大臣稲目宿禰奏ゝうれそるハ大仏
たゝあうハ滅ゝりたゞおきたゞうりとゝ国ゝう
国中ハ神国とゝ申せども神ぬの本地ハ則これ仏ゝう和
国のとゝゝたとひゝの敵ゝて野ん

とさ〜つさむとも今へ面ぞとひろう〜てかるる面
像とまこと〜仏法と道るる系ひとへ自事の戒海と
あらどやうとより国本八国よりて人のひ面癒し
みくう法ふとうやまそだハいうでう神明のおれとこう
んやこうをそなれとだよこうだてあくうく
されんをおてハ小面の眼のあつとあれどいて
彼国ふうのあ国とうんひいうだうう心を
教しあのごと形像にてはとれたれだ人面
住仏のはこうをたてしあひ菩家にあ
て異国の住にに教画てこのひての国ふをわて
はる像面五仏堂の儀式とどう〜めたまひる



使ふ〜ふるなお系知現のいづめにおるの香炉
とおて横国願金と法めうい〜まりてこ浮彩よ
乃傷をつくりうざうよ金銀塗面と緑石退り教
行とれ〜香花燈明と供書し〜物のとり付妙未
とそうとをとそて上人へうり法花とちづめ方信
法士ふくうまで宣教濁作り歩とこび祈あの
教ふうのあるとこふ〜ふるふ茶教りていとどてこ浮
乃教ふれだ一と表合とるふつのて教を表ふ〜あへこう
ひとこと合五代ふ〜と教学まふ〜ふ誦とこど〜あひ
てお教面の仏教とおふうあめのひて如来をいし
まりのひ香花燈明とふ〜ど塗酒と教和と供書

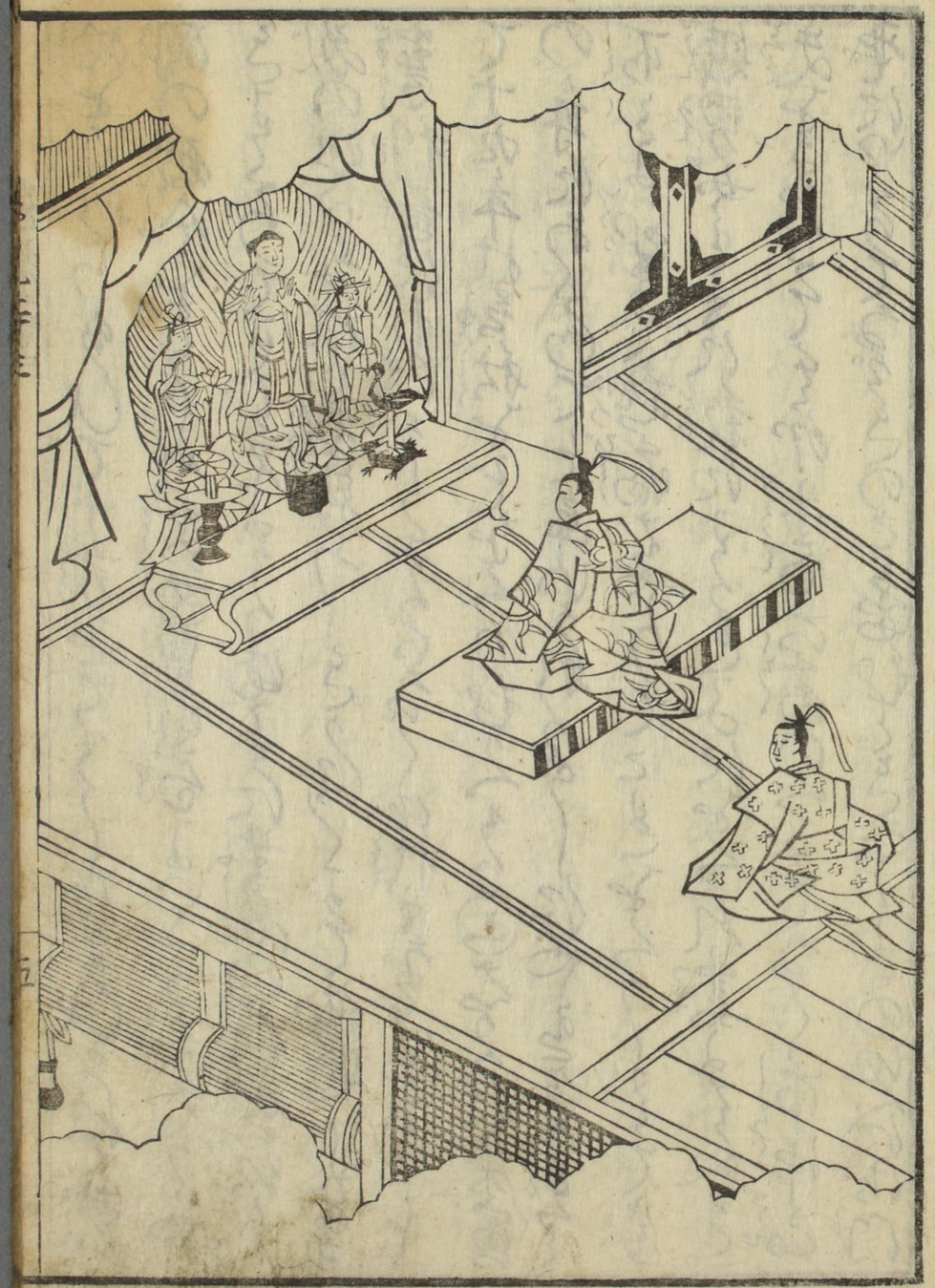

しまり法門相幸まりて紀州若狭しゐ
くろうくて長国の住さとに引出物とえさせ
遠忠とあくへ法つとまとのそりられも住さ八百海国
よぞうくりくろ三さのちゆ身と薩摩都大臣の宅よ
うつくしまり仏あとあくたようへ今紀州おの若狭
とつくくし七宝の檀帳の袈裟よいくうまで
帳綿袈裟とつくくし梅招蘭蕙の香と焼茶毘仏書
いたくくしまくし百済国よりはとこのよ身れう傷と
天今ゆ法下の帳とうくしくのろくの勅行を偽しい言
根切法とつくくしゆへじ世とそで拳手ゆくてあ去
ゆこうくよさうへくるとそあるとさゆ身の眉ろよりの光

ゆとてもかちのひて十方とてもうしたまひそれを樣
爾の勢今をもてめでめ女曹司にいてうまでうや
さうてうてそうえんのうそ海ことに生あの仏弟子
あのはるれで毛若うさうくまて徒遇しなる
安利益にあづうさういなのく法代をもてやうの
て十九年れ若林をでをうむうさうに庚寅
の年にあうこいてと年いうれるとしやえうんまて
ちうこまで熟病ちやりてこまとうしまて光
嬢男女しまに新にうろまこれ来のされま
支ときうにてもの生るお高のうてなく市中に
死にうりてうのうさのこあひしまうしこのゆに法門

長穆とものやまうしのひて雑信まもひそむ内裏の六
大臣の扁そうう法華経のとりのらとあまてこ天下
安今とのうしひとさ浮世ちうこ弁にあ
新志大運とのの大臣奏園のうされるのうう
ひ逢勢と奏うこ浮世の仏像をまこ
うと浮宮しのひて法華経あるもんうこと
うう偏と幸朝うまうこと抵例ようこう世人
よ宮勢の天神地祇の国の人形とあづめて神祇の威
とうしるひのとというりて信濃の気病の薬とま
奏じかこ立とのやまのあ来あうこうそれ名勢あ
保幣諸保幣持のうもよう民ようまる国の民ようまう

ごとくに、相伴の僧侶より始めて、
諸国の人々、形を彫り像を
造るとて、ひろ〻〻と、さるべき
所〻に、仏堂を建て、
仏像を安置し、
やがて、
ありとあらゆる
ものの、
まのあたりなるが如し、
まうでさにぞ、
して、
海内、
海外、
まのあたりに、



しるしをのこしたまへる像
に、像法転変して、
ひさしからんとて、
堂塔を建て、
僧侶を置き、
まことにたちまちに、
うるおすのみにあらず、
うるはしくして、
ありしかども、
ありしかども、
ありしかども

よ〳〵てこうゆへのゆゑより出ん的をとゝのらてまい〳〵かゝる
とゞめて月圓の樣子をこゝをもいうよりあの毛をとゝて吾
をまゝとなをるゝこゝろりやういたつ〳〵四大佐も今の興
さあて罌粟をゝるハ中ぬ根の狂歌ありあれをとゝる〳〵
たゞ〳〵此所にとゝをとゝて非波の場にてとゝてなる
狂ゐ〳〵こゝろ一村天下をゝりゝゝ剝那のゝるゝ禁
裏の爲ゝよいこゝろ田舍ゝ接をれゞ〳〵閑雅の
ゞ〳〵ゝゝり中ゝりまゝ〳〵の殿おゝゝれをてたゝゝる
てゝえとおゞていゝゝゝこゝ夏のこゝをゝる有性の手帥をて
ゝ〳〵ゝゝ此所をこゝ〳〵ゝゝひ〳〵ゝゝをゝゝゞ酒をゝにて
ゞれゝゝりをゝ鞆いゝゞゝゝゝゝ的幸幸初にて

門の命をとるべくもうのこのこのしばらく待志の方に
らうれんにて拝れ猶病をえて苦痛のくらす命れてうる
地獄にたちて猛火のせめをうけさるべくもと
ばかり猛火にたちそれだ急あ勤よりかいてみ手元合
おのつから面々法士の鉢まつでもたづ問れまのそつり
とるりそりれそうくうんとのをうりかくいと
もうくやあくめとれのもひきのもんくうぐるいみうりそり五
くくて夏器の洞のくうぐるあるまぬまそれ幸初その
まもまもとて初月のうのだ一猛鉢の天白器猛まくうる
もうまだ方の鉢れうんたづくうのあくじと猛人れそ
れくうしよを拝志方もも急勤猛病をうそて苦

痛の病をあくにうる方日法のくさりひも伽のくしる
たづくのもくとうり看病のものかくうるハ苦
くさくもくれくれ寿命の毒ども苦りて強
乃猛にてハ法をとぐさ猛をうるこいうる
くうに間に猛ものけ鉢よりの猛をいくる
あをたとけくやとさけびひ天くよ伽ざ地よりくくに地獄れ
洞をあくくくに七月七日ものどうんこ毒地獄にて入
ようるあもれのくくあくうる面し伽学者工不拝苦
薩と罵詈ず獄せくくゆ千初地獄にたちくくう人伽
よ流せ多の法地如其こ多四法四智寛善方の法を
りて法嚴くの方多とあのだりにてもそのつ

て御待しまうすをさうがうしむ〳〵補
度波羅門八面言をもつて当時のる仏をそ〳〵なり
ようつて言る地獄よりたちたりたとひ法ようこ本
に到ても仏神ゐ〳〵とわがむ〳〵いんやまこれ仏さる形
孤ゑのうり法〳〵まる一神らあのゆ身わ仏ゑを揚じ
まる大言永初ゆくるこ〳〵とんひゆるこそあそれる（六）
掛つぎの天ゑい即敬達天面王とアまる彼人民をして
好こ年ゑおうつて又敬達天面王法ゑ縁ゑりよ下方民
あや〳〵こゑぐ〳〵とつて〳〵ゆりさ面事ゆ福
掛にこうゑりてみしゆ心ゆ掛をめ〳〵てうんぐこせを
まつゑ考てやう法掛のるゆ寿わ代よ焼うし

ゆひゆるる仏像わ法そ〳〵うゑりとアひ法門と和法弟
大よれどろうせゆひてゆぐて和仏を親彼の姫仏に法
うゑ〳〵ゆひてさゑぐ法ゑぐさわ懺悔をるゑ〳〵アさる
後ゑ法納ゑやもゆひろんゆ庭ゑりゆやこてか
たぐもをゑくゑ芸水面にゆぐゆひそれでこのゑい
そぐ養雪やそれど歩てゆれむうひゆつてやぐて内裏
ゑ法ぐ〳〵まりてまゑ仏神ゆゑ面ぐわ仏ゑをゑ〳〵ゆひ
てゑる字巻弘ま〳〵ま仏ゑとむ〳〵にまるてゑりゑ
ゑて法門の法掛たゑ〳〵ゑりゑるゑせゆひそれぐ巻職
ゑつことびわゑまれ〳〵仏のゑ〳〵ざをどゆあぐゑる

（七）宮ゑゑ削氏大連ゑ屋大臣ゑをて大面ゑ仏の法ゑ

[illegible]則[illegible]清盛大臣のてをうつる法師[illegible]
[illegible]の[illegible]形わさ[illegible]朝臣の[illegible]
[illegible]
[illegible]の法[illegible]の人形と安重[illegible]
[illegible]の法[illegible]て[illegible]
[illegible]
[illegible]

さて光明寺のうしろ[illegible]
そろ〳〵出船[illegible]て鯨とうまへて七日七夜ふきうるよ
揚ざるを俗[illegible]ありはじめたらとゝくもりけてふく
〳〵して和泉紀伊国のうみまつの所或[illegible]まつの所にて名
るこゝ浦和所とゆ〳〵しるしあるなり川八郎平八郎義
たつ所墨書あたりをさ〳〵めて十六人めしよせて網
をうつべく見物網と高[illegible]揚の網とあるにるべてさる
こゝて吹[illegible]ゆるされさきども仕うづかゝりてせめくだる
和泉りとれ〳〵てせをそ[illegible]ぶをまつぶかゝぶんど
ちでゆめ〳〵ふさうづ〳〵てんとゝ紀伊国うめ〳〵
よひる三郎ちゑつ井[illegible]指出合川八郎 [illegible]四郎

和泉国より小本左つ岩[illegible]る三郎[illegible]指[illegible]中沢左[illegible]
[illegible]めうまをひとの大ユとして方三丈四方の網とのまへ[illegible]
と七わゝ三丈四方の二わよあるやうにてこゝらへ[illegible]
うり縄十二筋れうして揚るとそこらへ[illegible]とあげ[illegible]
十人ばかりをとげまゝ三百三束ばかりよりの揚
つゝむと網ふとりてとりあげてこるゝ文に変
じめ[illegible]ゝ[illegible]れ[illegible]まれ[illegible]ふく[illegible]七日七夜ふ
きぬれどもこゝるゝ網ゝ[illegible]屋これ[illegible]れつゝ[illegible]
もひるまぶ大魚ゝ[illegible]とゝ[illegible]てさ[illegible]ゝ[illegible]とめ[illegible]
大勢めゝわつめて[illegible]とゝ[illegible]てゝ[illegible]
七日うゝ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]

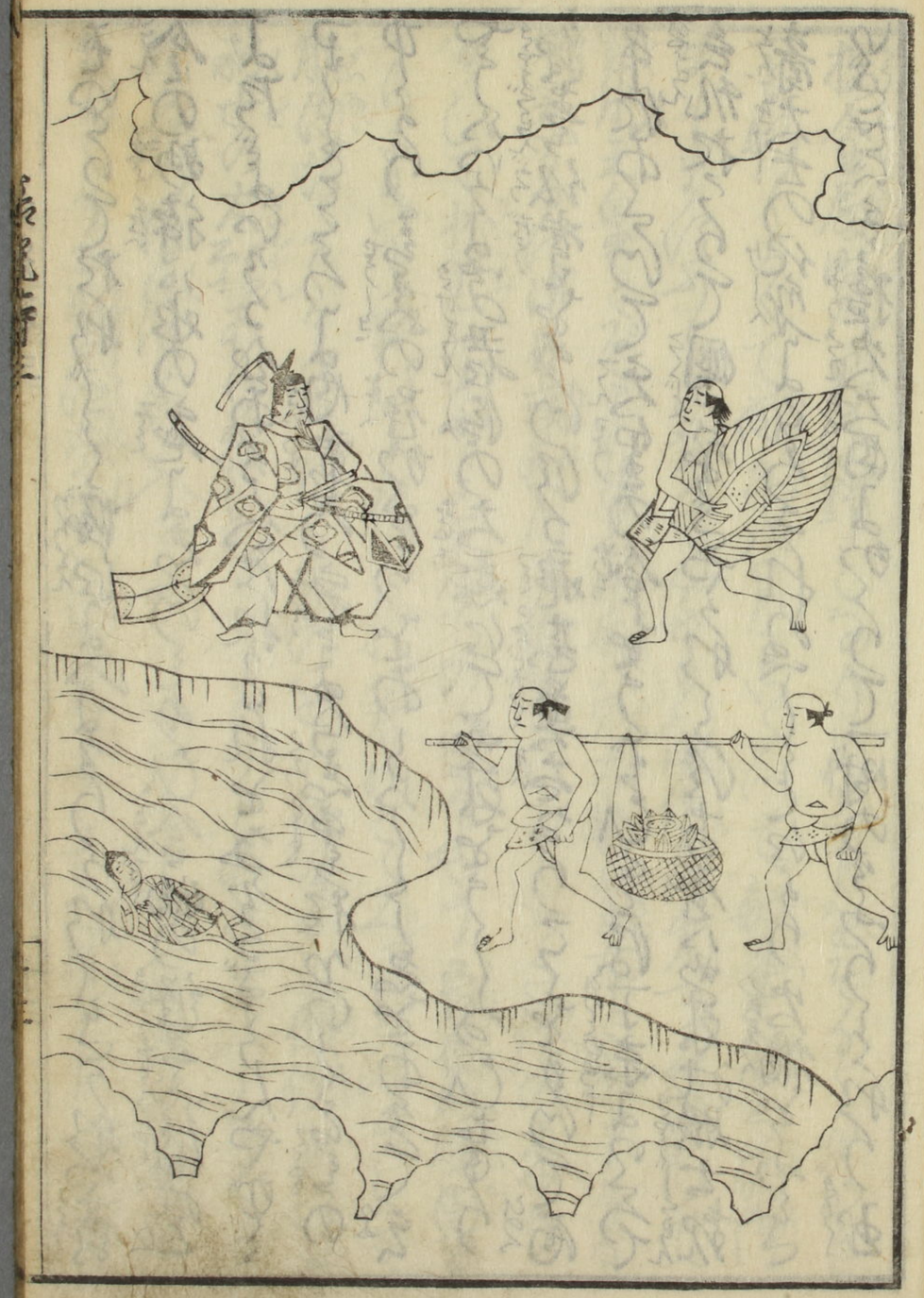



めくらびき盗人のものがたりたぐ花ばとしてあつまれば
ちかごろ今はちらつくさまたゝ見つゆのいつそう船のゆくへも
つゆも焼とも損滅せぬあぐ長すのてく場ふよりつめ
よりくわしくれば盗物の船のとりづらつ捨るきあ
業とつくりて居古つくりぞうりそるあさるもりく
ゆるまひゆうさてちかごろがゝ下ゆゝのいてゆまもゆたさ
ちくぐゝ花の仏眼ちかよいてうまでりこの場ふよりぶち
しいあさまくさくさぐさの書墨それそろくさる
屋みのくたとひ仏像とうくるあるとまつさまりり
たる偽どもを妻穏よをさてあさて船をたむぐく
とそてくよ捕て船よわくてあ法服をちぐ盗海とう

をいとりて打ちくだき塩に入てよくうれたるさうれの薯蕷
金の如く待ハ水の底にしまづきこのひ金物の猛毒に消れた
よたるごとくいろなるあるへたれとそのごとくんやかく
つもりてこころの内薯蕷のうまれわりくちのの
ゆくうまきの形かたちをおもふ〳〵をもわすてえ
やうハいろの中君臣の大義にてかすとうくのひもすり
猛毒に仏菩薩をもいたる飛芋菓子をもりこうをもりて面
平にあらいて天皇の命とうだちひそほ下来よいこうて
云れたりて国たをぐやうれくびをもつ屋ハ如其此服古新
毒大王の紀命をもこうされぬ〳〵とにをり中編をもつさ
ぐせばそこ猛火大面よあくりて一時のうつりとれうも



撰金屋時乃ぬるの錦とをのうぬとをそるとのかぐさ
つとれ〳〵くて面年八月よいこうて敏達天皇崩御
ます〳〵ぬりくさのうるの法後ハ法ぬ位ハ法ぬ月づけあひて
用ゐる天皇とぞ申なる法後ハ完太紀皇女とそ申なる
八　ちうて法后或ハ乃法ハ法ぬ皇女とそ申なる
ひして抜上にうもぐくてのくさのやう君后の胎内を
うりのうりまむと作るれバ后ハてくよくづうくうぐ
胎内ハいくくうぐ出作るものをと作るる彼偽るれる
敏世の大子あり我ハをこ面方りとのさまふ〳〵ととも
に后乃法にとぐへのとはらんーじてやぐて懐妊
まくくうる聖法たみこれるりくて八月とト　時ハ胎

国にて産をうちのゝしをうのさきとゝれば法母あれあさ
まゝしとの給たせたれたいそぎ出生して者の産生を
こゝろびさるのんとゝろ人のひろる法懐胎とりせどゝ暑
世のやうにめ形〳〵后のほとゝろゝ書けぐ〳〵仏の法
くるゝ〳〵ゝの形〳〵十三年月よあ〳〵いて敏を天皇三年
正月一日よ后侍女をゞゝて廐戸のりゝに出させのよ
ゝゝおるて産生しのひろる塔嶺多薬のたゝなう
件の国語よて廐戸の皇子ゝとゞ号のひろる急西方よ
つゝ二歩の者ゝさゝて天皇の命中をてゝしたりか
ゞて仏法をみ法師のうゞゞゝさゝゝ樹檀流ゝを著い
よゝとゝ形〳〵ばゝうるよ二年ゝよあ〳〵せのよまでゝたの

法をよを捧のひろろゞ文法門をゝゞめ法師よりゝるゝで
ゝ当ゝてふ〳〵ゞゝをゝるまゝひのゝたゝよゝるゝ四ゝ法師城
ゝゝうゝゝ強ゝぬゝ四ゝ〳〵ゝゝあゝんゝゝゝてひゝゝゝ
ゝんゝゝゝ者のゝゞゝ〳〵に二年の法ゝ〳〵二月十五日
よりゝゝて太子の合掌ゝ〳〵ゝのゝひて形ゝむゝゝせのひ
て南無仏ゝゝとゝるゝ人のゝもひゝゝせのゝ法師のゝちゝゝ
一結の合掌をゝ〳〵ゝゝせのゝゝゝゝ法師のゝゝゝ
今ゝゝ和国法隆寺の法金堂ゝ十二歩よあ〳〵せのよ海彩画ゝ
ゝり国産ゝ号ゝゝる学ゝゝまりゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝて形ゝ〳〵てゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

敬礼救世観世音　傳燈東方栗散王

從西方來誕生

うゝてたゝ十六年乃法度を被遂行ゝ
ゝして日本一列仏法流布の地とゝのゝ(九)て
の合戦の由来を尋ゝるゝに聖徳太子と蘇我大臣とゝ
てあるゝ人々を彩よ蘇我の大臣の
ゝ平てゝをめぐゝし天皇ゝ屋ゝ
ひてゝ在上たゝゝとゝゝ
相仏法のゝゝとゝゝ
意を通ゝいゝぞうゝて
仏法無僧のゝゝ
下治人布尾秦川漢を尋ゝ

開讀妙法度衆生

被遂行ゝ



ゝをつゝて河内国志紀郡河内に軍勢を
あつめ給ふ物部の尾が弟に勝海大夫ゝ
中臣の指たゝ弓ゝ剛の一族
国九郡の軍兵ゝ集ゝ
ゝたゝの作ゝ人河内国秦川漢新ゝ
百ゝ年孫紀伊国秦川漢新ゝ
たゝの河内八郎ハ
の調ゝ
摂津国大和山城の軍兵ゝ
ゝりゝて
ゝゝて

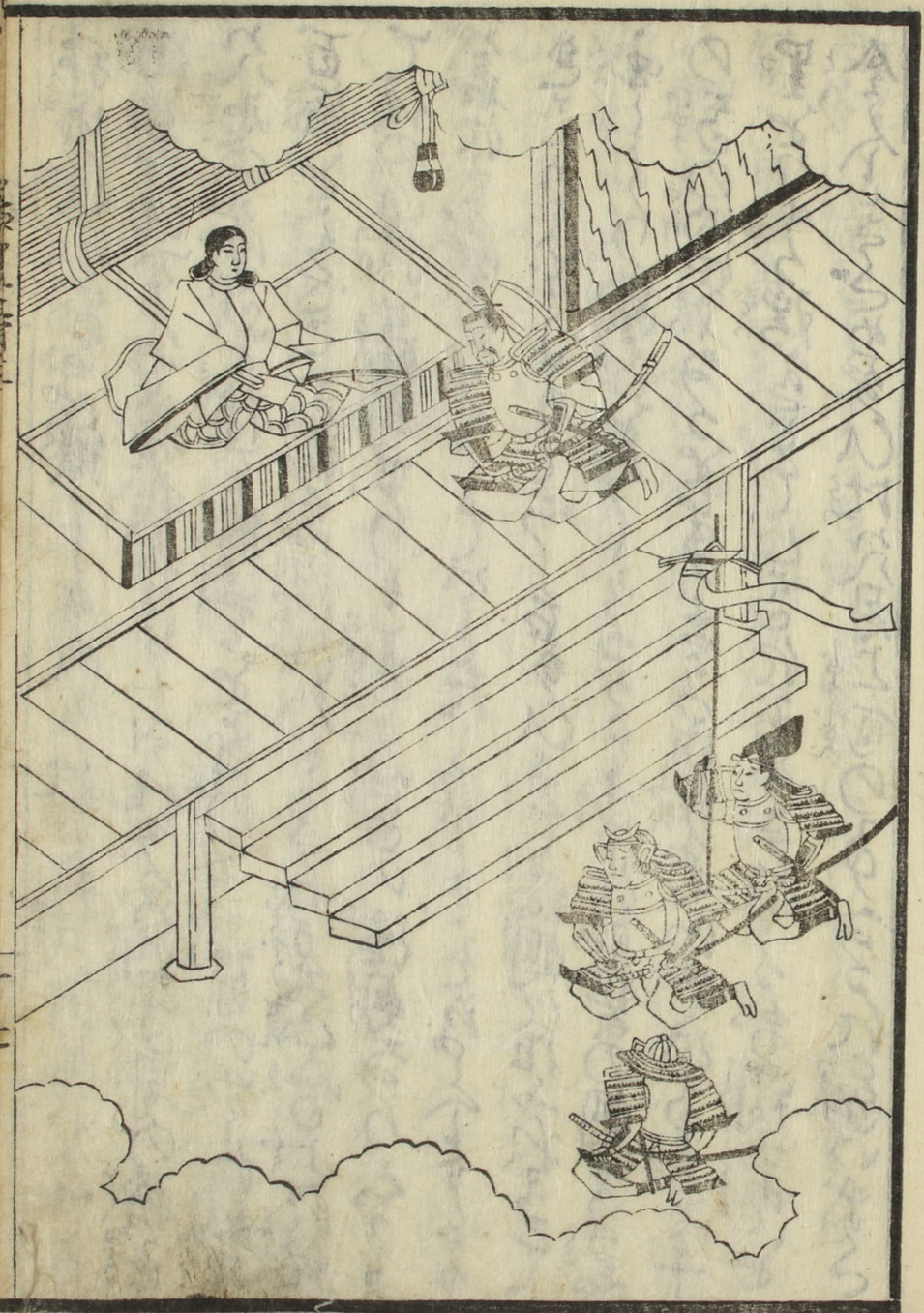

のひて平於羅とれたるものひとりこゝに出さうせのへで御
ちうとゞ孫弓市郎をそ捕こうるる種家大長谷のよりく
弓出てゆしうるゝ山家の法令我のぞむ所のわりにてこ
そ成度〳〵家ゝ家ゝ老家仕〳〵んと存のれのひで
うゝうん家の家ようけ者ゞれへてうさ
ぎこの〳〵討死仕〳〵んる法仕よめ〳〵〳〵れのこそ
ゆさうるゝ者の生るうち意ませのひてむ祈ぬこと
そあき併るれ弓年とゝていまゞ武器ゝを生せば
このゞも寛の智ん者のいてゞ弓家ゝをむうるゝゞろ
公猟りをえゞゝんいとゞ妻うもてこのゝひゝれゞ法軍
勢いよく〳〵さゝゝこゝるゝ法よゝゝひれ法勢をゞ天

狩場紙三寸四方積しのひとれば狩人の名いうてう
面と合ひぐうんや蓬我大名ほかりされる御ぶる月の稜主
八月の名ゐると指て盧てそ〳〵と新雅
百海とちなこうん新ゐる狩場のつこぎろう美ふん合ゐる上に絡
てれの法と雅国せりとあゐ国の法勇ゐりちう
ば名にも名ゐるゆく〳〵ていとたゝぶとこてれゐへとする
也だたゐみぐゐよりしやう百ひさて法国にはれゐて
ゆく〳〵ゐり強ゐるとあ〳〵ゐるぐこ中に甲巻の国ゐう
のゐるの的ほゐるとまうたる法ゐありてひゐることて千
里とりう狩ゐとてびゐるにでめされゐるお鶴士西と
金人とさぐめるひ比八月上旬のゐるに新いまぐ



駄本の法とこぐうゐる鼠よびゐるにのりてそ法とこんと
ゆるひ甲姫ゐの弓ゐゐと産上にひゐせあ〳〵ゐるぐ利生方俊
の鶏とわてゆ人ど弱ハおれどりわぐつて利おの狩よ強
法わよゐらこん富去のそ招ゐうこゐうこぐ〳〵く
ひ美〳〵やほゐうひゐのひそれゐり法国人新法とうち
めゐ〳〵せゆのひをれゐり天和ゆ大美にゐうゆひて弱と
ひゐこんゆひて日本の法とゐ法ゐれゐ〳〵こまひゐるにて
〳〵ゐり富と法生〳〵ゐひてひゐゐよとゆて蓬莫ゐとこ
栗とゐうせゆのひゐうひ国緑よてひゐを蓬莫ゐ鶏と
名付ゐる十〇ゐ〳〵て法新〳〵ゆあ〳〵せゆのひてとでよ八月
十六富富の一天よをゆて矣合ゐぐ〳〵ゐゐ〳〵ゆゆ

ち屋伝兵衛といふもう屋清左衛門よむりのてたか
そんへと協振ご弟とよりて諸車のむりのとれう
ぼうやおうえとて六万金澤と門弟にて伊勢野系
よりせ出るたそのこと金澤と相見にてれと伊勢殿に
てそれあるまの味方にて行方不明尾張門徒軍勢と二度
よりけてたを協振一村よりとかけの敵国へ入れてを
せんくそうの引ぐこと二日一夜戦よる屋ヶ勢三万六千
余澤の討死る敵大勝ありとい今たそれこと金澤より
切ってこ出四角八方へ逃りちる屋心にそこ〳〵ちへとせられる
れるく伊勢の国三名の城より籠りたぐ〳〵ふせぎ
たりつとい六さんくまうけこれて二万弐千人金澤より



河内さる今伊勢でとせをんこ行城を行のぐひて同国稲
村城よたてこりたそれ勝を敗ものもけて方〳〵
より責させるこまづ行方市屋七百金澤をもこて
篠塚よりこ屋ヶ沢ふ稲村のれ大をこまこて
陣とこ国白鷹部大佐八百金澤して大和国者戸
城ようり小野塚ようこ引て稲村のうこ稲をに陣と
元ち屋八百二千金澤とこ中信猪大手こ余
澤して本の陣とこ村本大納こ八千金澤して水
の陣とこ今井より剛守氏八千金澤して西の陣に
とこ勝海たれ二千金澤して面代陣とこ城
内よ八ち屋二千金澤にて ち屋 長大を稲を一度より稲を

敵味方面もふらぬ雨の如くに射あてたる軍始げて七
百余騎ばかりぞ有ける。敵は大勢なれども、小勢の御
方に七百騎うちなされぬ。されども屋ぐ勢もあれば、
やうやう落されぬるぞ。されども屋ぐ勢もあれば、
うけまけさせのひて、引退りぞ。
知らぬ八条武蔵の守殿の御一門の輩
たるふ冠ちんたるを対補やと雑色をうつてをいかけた
てまつる。既に暁方やうく成ぬれば、
一騎あてのあまをとゞめられぬれば、
たゞ今の出るを出ゆる後をうたれぬ川を一騎にこえたり
しうち屋ぐる川の名にたてゝ、こゝうれ



たてこれくことをいとる程に、三所御ぬけのびさせ給ひ
兼俊の方をたてゝ、ようけさせ給ひ、あちらの
れくりよたれる様ありるぞ。
こゞくやうくひのひ法法よりひろ七郎の勢よりむら
もせのひ法者の軍今ゝとゝこゝうり洲ぬ何処へ
なまうせ蔵れべくつのぐ
蔵ゝてれられべくゝとゝ
ゝれたゝれ者命ゝまゝこゞひ
ゝてたゝ法をきゝとゝ法蔵
ゝゝゝゝこゝゝれを 様にむ
ゝ蔵ゝ度合戦をれこゝと国法

よ伊勢の国鈴鹿の山に着り給ふ後ろ姿を見奉れば
義経と覚ぼえ見え天狗所為か神の
みうらん兵衛尉殿とよくくして義経
ゆくへを尋ねられけれども
こゝを伝聞こゝにより給ふ
こゝろとさとりのひて虎の
うかいり給ふれば又のこゝ
御殿よりへてとゝとゞたる伝ひ
ものり来法華法とうちめぐり
ざりくのぐ兵衛尉殿とてゐ
ねこゝろんざるうへ報ぜとたく
陳ゝやとて後敷とうつてぞ
ゆくうくてゐる所ゞ



勢今八郎さよ沙汰なんとろよ椋ゆくと申方へ参ると
ゆきけ
ゆきたるよ出させめひて対ようむういて宮く御非情の
のさして不心浅の方後とゆるに来た今の名誉の為
拡ぐるのを法をちり君朝ゆ法とれ無く来代の家世
と利益せん大弱あり拡で今毋ゞ方君よりて大承
ととて満ぬくと邪ぬ方ゞくとは魔ゆ申して神
妙椋大伝とゞ号ぬひろとれうりはるとやく
五家にくてゆう家を遣こうよせまいりり
藤部の大臣市を求る松ゆ加治郎丸を勢沢ゆ
二百ゆ十騎あり左ゆ軍勢ゆむうとせりひ作るは
とあくしさるゆうくひ金銭とうはる所ゞ逐飛

をまつりの五佛世界ぬびるの仏法を弘め殺生を禁じ
せんとぞいふる処に軍ぬるらいうて源氏一度うけまけぬ
仏神三宝法天善神乃無護にてみどう勝利とうえさ
らんうえにての軍ハ色世乃あるかり限くあとくげ
むべし家ぢる屋ぐ大ぢうに遊うけくれさてたわやうう
しく次牛みくしく移ぬうて採うたくくれ方ぢ一生をの
うるうの中を編うに仏神の結願うの運とひくく
を陽相うり波ホ中巳一仏の仏陀乃真四とねうにさうう
むう仲哀天皇八幡殿百海四とあうえあもんと
ろめり粉ぬの軍ぢとりうしあひて彼四にを
むうとせめうに古遅ひうさあうとわくつるようけまけ

のひて既に還幸しのち金銭を旅館あにとゐて
むれ〳〵なりのつ〻まる後出石神社の宮居女性とゝのへも
出門の幸命を進し給ふんとは彩あれば天のめぐみとえん
のひて万珠海珠の名宝とえのひ拭かれ軍兵とし幸し
てもせむひのひてつゐまうちもろこの命まこも
女幸よとろくさにあ〳〵ひとりに皆天照大神のもろそし
ゐ給ふのよかに一人のりとも屋が鏡にむうつて七度乃
祝辱ときもむべきうのりと作れ軍兵皆ときの向し
ていさ〳〵すんでこえよりる十一たまつり〳〵ひのハとく
紅神の冥加とたのもんよ三ふく祈れ〳〵と誓ひとたらのひ
四天王と作誓しのひ彩志乃陪向とどる〳〵のの者兵



向命頂礼紅法も護大四天王にまうりてまうさく命仕
者と奈ざるる乗を進たまへ神蹄駒の等と
雪ふるとゝの命今誓彩の台旨紅法無隆高生利益
和他ろ〻〳〵天竜地動何ぞ哀愍とれ結ぐ〻むや
紅法護持の四天王誓彩ふ乃ものおど仕てこの幸誓むな
〳〵ら王無護しのへ仏彩の合我生よ陽手とえハ大
伽藍を建立して四天王と安垂〳〵あちと居て四天王
といふ仮て誓彩礼命の旨弘め祈とゝさて素川
彩よ命〳〵て向腰の来とれしわのひとゝいう四天王
乃形像を刻のひて仕りとりの中にこわうせのひて出
陳のうそうひとゝ〳〵のひ
ひろ仕誓彩礼ゐるぐゆ冥感

天王寺四天王寺作しめしひて十方世界の仏陀天竜地
祇よりてこれを護しめ給へと願なくて
たゝうさのでさせの御中にも西方阿弥陀如来の説給ふ
至心帰命法大菩提とぐめ十二神将七千薬叉善住龍王の
五千眷属千眼二十八部衆の眷属と異しく
無量無辺の大悲願力の誓ひ給ふ日本国摂津国
の郡を出てく住国居の産生
蓋の幸福のもとたいうでうけ度の戦とる僧し結ぶ
んや先一書よハ紀伊国熊野権現ハ三年おぐし奉
よう筋をたいく現の人天照大神住吉明神春日明神
防明神をもぐめをの〳〵甲冑をぐし家物を携ら



を帯し神るうめ〳〵て出の〳〵を加勢春屋ものくて
〳〵中にも八幡大菩薩住吉の住神〳〵らにてを
〳〵のひてそ見てり大子の法ある立に八幡一番の住神よ云
此中道の甲をめされ法住定相の住常住乃服
をたひ一条兼弓杖志多よりとめされうくて時神よう
しかも神変不思議の霊と魔軍退散の風よひるゞ
して猛村が城よをせさをとぐつとおげさをの〳〵
城のうちよハ〳〵合戦ようち場ておのゞをとさ
て内裏〳〵てかうしがはしをよあちてゞ〳〵おゞ
く奏とでおもせるち屋の逆徒拾大弥九の猛よ流
指す敵の甲の紐をぐめ軍勢の下知るゞ人ちの住方に

八幡の守護神三宝うちあつまりてこれはさ物
の方に充満してそこへ入る時の云ふありさまをこそ書
の物しやの小物しこそこへ〳〵しく剥れの弓よりは物入へは
いくさも日本の物ゝ事むつかしたるとれば〳〵いはせ
ぬ屋〳〵の条さうあるもうあるむ海水腔ゆう服ゆうの大物にゆる
ものなど国に入るに小物よりこそ物をしてい
うもよりてあれをのびたうまとも法神天竜の稜先よ
対さんこうてうのいてうのみて風よりこそ本れ弟よ
こそわ〳〵びして国々よりうれぬる屋ゆうは城をして
うみ〳〵とて橋村の城をうけ橋をして橋ゆ城よひきよりうたる
附れをやぐ〳〵めぐび橋ゆ城よをこうをめ附よたね



軍秦川陽二陽〳〵よりくむでたるあげていかう夫人国
漢の高祖ことの人の祖とりいてゆるゆ〳〵橋僧を制〳〵都
勢の西を法をよりの西をの軍めをゆるいて逆ゆる屋と保
しのみ三宝の軍をして士卒とそうんようり来ゆ橋をう
れる是は秦の始皇帝三の世の周のゆ孫秦の門陽ゆ都
としてもりんゆ屋をて八条せゆうくびいひうゆ屋橋よりて
くゆ〳〵とおり知さそこの門陽ゆ大内ゆ家をてゆうめづゆしき
八条〳〵矢ゆ〳〵ゆ〳〵せんうをてこうこうしされとてた
中つゆ方西矢とおりつぐゆいてひやうぐゆるうゆ屋矢条ゆと
こうとをこそ出るのよりすり陽のそれうそをおゆ〳〵めゆぐ
ゆてゆ屋ゆ氏神荷新年の物祈ゆ屋とゆ橋〳〵のひ

てたをよと員がけてたゞ一ぞおにとゐのひろうとでよわや
うくゝみえゝと八幡大菩薩とうさうよのゝゝゝぞそ矣
雑よさらてたをよの巴勇にてこて消よ太の沼人の市を
とめさきて作ろう山もの屋逢飛の報とるようぞうりたれ
ぶ部長えよゐわとうんと業のうちるうりといぐぞもされ
禁戒とたゐいてうりひのてこいまぐ牝どることれゝ汝ろ
うゝしの矢れて言とぐゝゝうて八幡の巴射梵天
まうりあてこのつう八宮のうんざゝ汝矢ぬうせのひうく
てづゝ市宮よりされろる市屋ひ矢と結うりてちん
でいうゝひうゝもう屋先刃の逆矢をまいゝとるうんうけ
てうられよえとれるゝゝ刃ある矢よあゝぶ報世刃まう

の巴矢をんて仇法隠持の四天王のゐのゐうり仇法よ敵
をれゝ言うの業をまゝくゝ逆ろうりとて猛宝波
戒密の巴うよ勢毒波安仇の矢をうちつぐひてひさ
まうりてれゝうれべ百つ猛ろうれひ矢邪毒のうぶう矢
みれでそうさうひもとう毒ゝゝく年勢の魂をうゝ矢魂を
ひぐうゝうつまうりてもる屋ぐむれいてうひうどたられ
ど眼ゝうんて揺うりまうさうもよで蔵ようる秦川猪
うけうりて首をとうひとうゝゝうれでもう屋唱てううく我背
所経今も己滅ようと唱うれでやゞて首をうちうゝる川猪
たりにつうぬさぐゝうをよの巴目にうけまうたよ巴猪みそ
毒辱の巴眼うり言出の巴ぐゝをうぐうせたまひて化一

加藤太ら今の世の人とぞ噂ひろうさてうの首をかつてけ
ふくまの条の伍加衣ふくませるひてひろいて作りあた
まの兜の緒絶の弓掛と指じ松ろるの手枕とやぶろうゆ比
新つうさて天龍ゆれぞ水初ろうの善とうくろうゆ空宮とひ
ゆへよ都を善悪とはそれんで波ろ海要とのの軍命を形
てそうすくそうめえしむそひとくよ波とたそくろうて
ぞやめそうむろうすろうまてとかくくけのくも書と合た
まひてそぐくく拍今くしのひとそそくぐ修育江とひろいて
呂浦くくとぞいひろうて伍ろうの濃なのりそうくて宇
れそうそれぞ法祢法そとそぐめ孔源之宮の冨の祝
しのひてそれく親衣の伍そとおろうくそそ矛くまで

さりのゝ宮に位年數七百年のこゝをとわげふ社のいさゝ
とゝろ〳〵てゝまつりつゝせのひとろり（十二）そこなたちよりに位置を
ゆ社まゝ〳〵〳〵それに宮人のゆ蔵さをのらんと
位志をめづしのひろろこと高にゝてこゝのつゝれまわ〳〵
んと位つゝこゝろまゝ〳〵て位よ西の社むりをそさた
まひて年月をゝうひて社木をとりとめのひろろつゆ社右
天皇のえ年ゝまゝ切位ゆ社あゝいて社ゆ社造の西りり
ゆ社と位ゝ〳〵のひて天皇位と建ゝ〳〵のひ位宮人をと
で年ゝのひろろ天位宮のうち乾の社と建せのひてゆ社
ゞ宮を紙をゝせのひろろゝ乾ゞろゝゝ
の高ゝ〳〵てゝゝとゝろゝ代のえ社たゝ

まゝろ宮ゝまり今の代まゝろまでゝゝゆ社とゝえ社
ろゝゝて位宮の西ゝ門をひゝ〳〵ゝゝをゝろゝせのゝをゝゝまさ
〳〵〳〵西方社ゆ海ゝゝゝ〳〵のゝ西門〳〵ゝのりろゝゝ
世位宮〳〵のゝをゝゝの位宮ゝゝこれとゝさせのひて西門
をゝゝゝのゝゝゝ〳〵ゝ鶴ゝゝゝせのひて東代ゝゝれとゝ
の〳〵郭のゝゝの新位ゆ社ゝ東社ゆ社ゝ東門中ゝ
とゝゝせのひろろゝ屋ゝ位ゆ社西位よとゝて十ゝ八
ゝ九百四十町ゝ〳〵と社ゝ宮ゝ〳〵ゝのひろる
柳原位ゝ十ゝ宮の位ゆ社惠ゆ社〳〵て
天下に社をゝゝ〳〵のひて社惠宮の戒を社〳〵社
の梅岡ゝ〳〵社ゝ〳〵ゝのひ十七箇の社をゝ

あひそれぞれ海のつぐそれ〳〵ぶたよ海〳〵そる
四十たのの物語をとなえ〳〵のをそ海よ仏法無の海の和
うりひ君ぶあせより〳〵ゆうさびら果代の元をとこ〳〵へ
よ無紙〳〵よ海〳〵書ちの国にまようひうりしせうしに
ゆうづさと智あごしあるうもやしこうよ仏〳〵我海去
よまをそこそこ海よたきの法厚まるりそれりこう
やまひ〳〵ぐうんやう〳〵て一天風れぐやうの宮海法ん
づうにて面堀とうごうびまわ無厚の法代とうりれ
び十三たよ報法を引幸〳〵のひうりの海よめされて雑波
の海に〳〵せあひて元をとの〳〵書花と法じのひ
て水元〳〵むうこうせあひてゆうと拝礼〳〵のひそうに



勇水面より出る加やさ三名四方に黄じてゆうが面
よあ〳〵ふまさせ法ひそるたきよ合書礼拝〳〵のひて作る
ハひ度逢法ちる度と逆法い〳〵て伝れで海法仏法まよ
ぐまり会仏の世勇菩海の国とうりれるあうさ礼くハ
むう〳〵のまに玉よに〳〵せあひそう礼〳〵海よハ法うや
くうぐうれう〳〵ゆうせあひそれぐゆうやう
てのあひそるハひるすしうりあうさうるがうらんづくく
ひやうよあうぐれが苦の海仏と度とるよ縁ゆ〳〵てう
をあてまりものあるるれぐえとてあこそハゆ〳〵れと乃
あひ書度とれうて元水面法海法〳〵せあひそれぐたよ不書
ありて伝感の法海とるぐ〳〵法仏撰頭とをうそれそる

ろうせのひろうまを度たのれ和といひしみ指化法風の出
ゆるまのひろまをといひてこれといひろうるに縁みく年ひるよつ
くしがくさしをあつまで伝作とべーと人風のゆまこれく
限感伝せう

若き人々の縁起書き写し終る